

災害時に備えて

宗教施設
保存版

発達障がい児者 受け入れの てびき

要配慮者の方々を受け入れるための

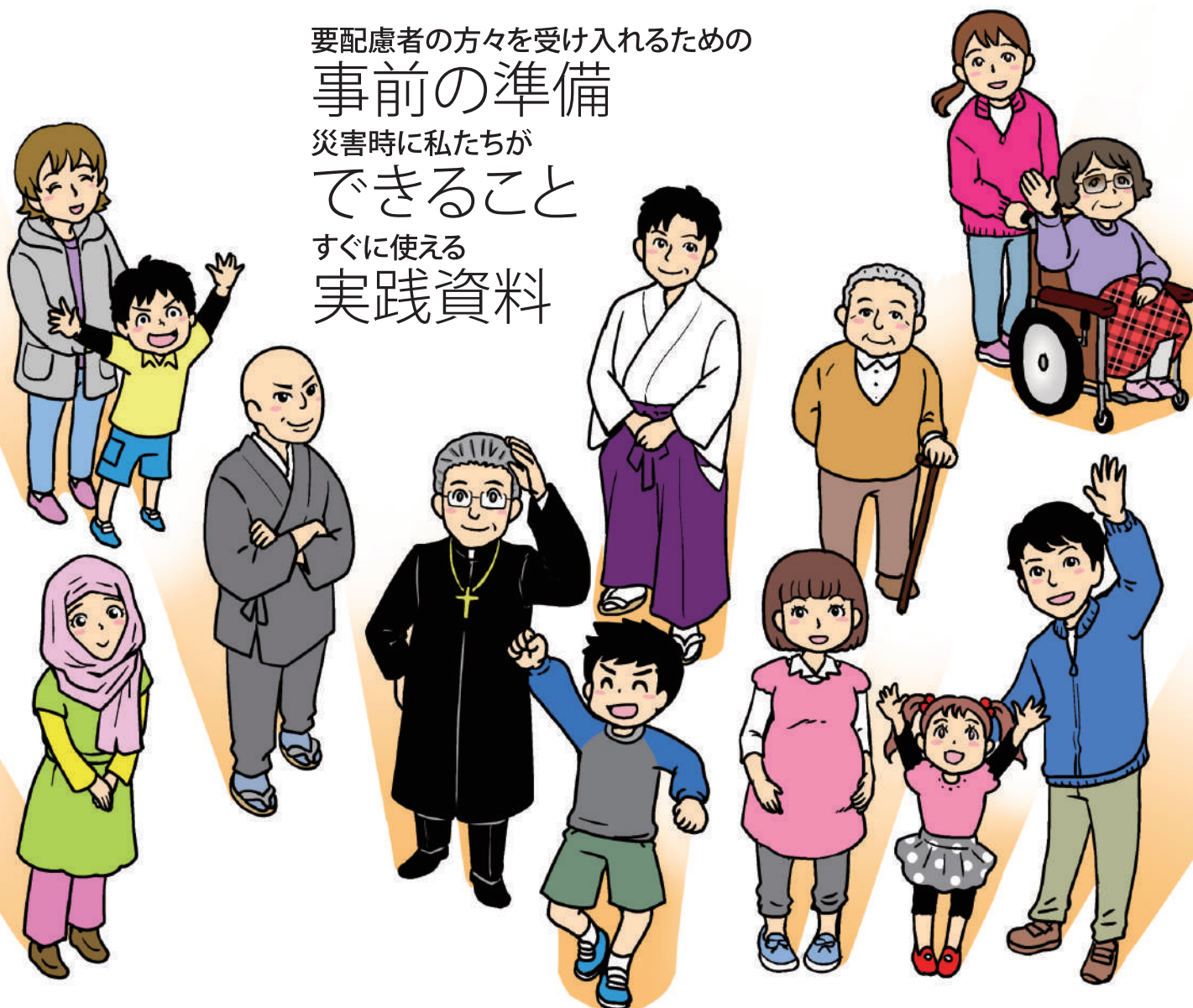
事前の準備

災害時に私たちが

できること

すぐに使える

実践資料





WCRP 日本委員会とは

世界宗教者平和会議 (WCRP/Religions for Peace=RfP)は1970年に発足した国際NGOです。国連経済社会理事会に属し、1999年に総合協議資格を取得。世界90カ国以上にわたる国際諸宗教ネットワークとして諸宗教の対話・協力を通じた紛争和解や平和教育などの平和構築活動を行っています。

WCRP日本委員会は、1972年に日本宗教連盟の国際問題委員会を母体として発足し、国際諸宗教ネットワークの一員として活動しています。WCRPに参加する世界の宗教は、それぞれ教えも伝統も異なりますが、人々の幸せと世界の平和を願う気持ちは共通のものです。民族や伝統、考え方などの違いを認め合い、尊重しながら、生きていける社会をめざしています。WCRPは、諸宗教間の対話により相互理解を深めるとともに、諸宗教の叡智を結集し、平和を志すさまざまな分野の人々と協力し平和を脅かす課題の解決に取り組んでいます。

WCRP日本委員会女性部会は、諸宗教を持つ女性の立場から、いのちの尊厳に関する理解を深めるための学習、メッセージの発信、活動を行っています。



被災地で祈りを捧げる女性部会メンバー (2011年)



第9回WCRP世界大会 (於:ウィーン、2013年)

災害時に 私たちが できること

は じ め に

私たちの住む日本では、地震、風水害、火山噴火などの自然災害が毎年のように起こっています。災害が発生し、自宅にいられないほどの被害を受けると、多くの人は市区町村が指定する近隣の指定避難所へ避難します。しかし、その数や受け入れ人数には限りがあり、また、移動の難しさや身体的な事情などにより、東日本大震災では、避難所に指定されていない寺院、神社、教会などの宗教施設に多くの住民が自主避難しました。それは、宗教施設には広い敷地や建物があり、住民自身が避難に適していると判断したことが理由として考えられます。また、宗教施設には、信者や信徒、門徒、氏子などのマンパワーもあり、困った人に手助けしてくれるだろうという安心感、いわば宗教の「場」の力があったためとも言われています。

避難所には、地域に住むさまざまな人が避難します。その中には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、性的マイノリティなど、生活の上で特別な配慮を必要とする人がいます。しかし、発災直後の混乱の中では「非常時だから」「集団生活だから」という理由で、一人ひとりへの配慮ができなくなりがちです。配慮が必要な人たちも生活する困難さを予想し、避難所に行くことを諦める傾向にあります。

WCRP日本委員会女性部会では、東日本大震災以降、宮城県気仙沼市で自閉症などの障がい児者をもつ母親たちとの交流を通し、震災時に、発達障がい児者が避難所において、また避難所に行けずに多くの困難に直面したことを知りました。

そこで、避難所になる可能性のある宗教施設に対し、配慮を必要とする方々を受け入れる準備を促すために、2013年に仏教NGOネットワーク（BNN）が発刊した『寺院備災ガイドブック』の姉妹版として、本「てびき」を作成しました。とくに、発達障がい児者に焦点をあてています。それは発達障がい児者は外見から障がい分かりづらく、高齢者や他の配慮を必要とする方々よりも対応がされにくいからです。そして、発達障がい児者を受け入れるためのほんの少しの気遣いや創意工夫が、その他の多様な人々の受け入れにもつながると考えます。

自助（自分の身を守る）・共助（互いに助け合う）の視点から、また、最も困っている人を支えるという宗教者としての視点から、このてびきを活用して頂けると幸いです。

東日本大震災の被災地寺院の教訓を取り入れて、寺院をはじめとする宗教施設がどう災害に備えることができるのか、避難所になった場合にとらいいのかをナビゲートするガイドブックです。



目次
WCRP日本委員会とは
はじめに

第1章 要配慮者の方々を受け入れるための 事前の準備

災害時要配慮者とは?.....P4

I 要配慮者のために準備しよう

- 1 信者や近隣にどんな人がいるか知っておこう.....P6
- 2 近隣の方々とのコミュニケーションをとろう.....P9
- 3 学習会に参加したり、開催してみよう.....P9
- 4 こんなものを準備しておこう.....P10
- 5 防災士資格を取得しよう.....P11

II 要配慮者にうながそう

- 1 避難経路の確認.....P12
- 2 自助のススメ.....P13

III 防災ワークショップを開催しよう

- 1 周辺地域の防災システムについて確認する.....P14
- 2 備蓄品を確認する.....P15
- 3 発達障がい児者の特性を学ぶ講座・学習会を
開催する.....P15
- 4 体験コーナーを設ける.....P15

第2章 災害時に私たちができること

I 誰もが安心して過ごせる避難所の工夫

- 1 レイアウトをもとに環境を整える.....P20
避難所レイアウト.....P22
トイレ使用マニュアル.....P23
- 2 誰もが使いやすいトイレに.....P24
- 3 飲食物の配慮.....P24
- 4 物資は個別に配給を.....P24
- 5 入浴の配慮を.....P24
- 6 情報伝達の配慮を.....P24
- 7 要配慮者サポーターを呼びかける.....P24

II 心のケア

- 1 家族へのケア.....P26
- 2 発達障がい児者へのケア.....P27

III 情報提供.....P28

第3章 すぐに使える実践資料

- 資料1 災害コミュニケーションボード.....P30
資料2 発達障害者支援センター一覧.....P32
資料3 災害時連絡先一覧／配慮が必要な方の名簿.....P36
資料4 準備しておくものリスト

- コラム1 ローリングストック法.....P17
コラム2 災害時に実際に困った話.....P18
コラム3 実際に障がい者を受け入れた体験談.....P25
コラム4 未来共生災害救援マップとは.....P28

災害時に備えて 発達障がい児者受け入れのてびき

2018年3月31日発行

発行者 杉谷義純
発行所 (公財)世界宗教者平和会議(WCRP/RfP)
日本委員会

〒166-8531東京都杉並区和田2-7-1
普門メディアセンター3F
Tel: (03) 3384-2337
Fax: (03) 3383-7993
URL: <http://www.wcrp.or.jp>

印刷所 株式会社ミック

編集 (公財)世界宗教者平和会議(WCRP/RfP)
日本委員会女性部会

協力 仏教NGOネットワーク
本吉絆つながりたい
(宮城県気仙沼市)
自覚 大道
(仏教NGOネットワーク備災プログラム担当)
幅 孝行
(熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」所長)

東 俊裕
(被災地障害者センターくまもと事務局長、熊本学園大学教授、弁護士)
前田 慶子
(くまもと発達支援親の会「めだか」代表)

Illustration
山田せいこ
Art Director & Designer
木村久夫

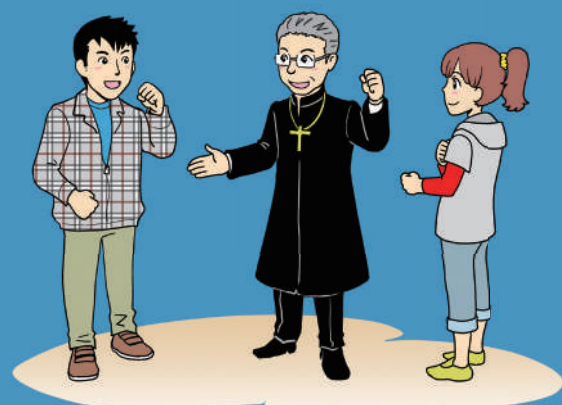
DTP
高田幸子(BEAM'S)

領価500円

第

1

章



要配慮者の方々を
受け入れるための

事前の準備

準備をしておけば、
宗教施設に近隣の方々が
自主的に避難してきた際にも
対応することが可能です。

外見では
わかりにくい
発達障がい児者

第1章 事前の準備

知ろうと

要配慮者の方々を受け入れるための

配慮が必要な方々を

災害時要配慮者とは？

この「てびき」では、災害対策基本法（平成25年6月改正）にもとづき、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人、性的マイノリティなど、災害時に特別な配慮が必要な方々を災害時要配慮者（要配慮者）と呼んでいます。災害時の混乱の中では、要配慮者が置き去りにされるケースが多々あります。

とくに、自閉症などの発達障がい児者は、外見だけでは障がいの有無がわかりにくく、配慮がされにくい状況にあります。阪神大震災の経験をふまえて、障がい者や高齢者のための福祉避難所の設置が進められ、また社会の高齢化に伴い高齢者への対応は準備されつつありますが、発達障がい児者や性的マイノリティへの支援はまだ十分に整っていません。

福祉避難所とは

福祉避難所とは、災害対策基本法による避難所の指定基準の一つとして次のように規定されています。「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において要配慮者という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。」

（災害対策基本法施行令第20条の6第5号）



外見ではわかりにくい
発達障がい児者

発達障がいとは？

発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい(AD/HD)、学習障がい、チック障がいなどが含まれます。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しています。同じ人に、複数のタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人同士でもまったく似ていないように見えることがあります。個人差がとても大きいという点が、「発達障がい」の特徴といえるかもしれません。

(厚生労働省「みんなのメンタルヘルス総合サイト」より)

●この「てびき」は、発達障がい児者の方に焦点をあてています。

それぞれの障がいの特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係、社会性の障がい
- パターン化した行動、興味・関心のかたより

■自閉症

広汎発達障がい

■アスペルガー症候群

- 基本的に言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障がい
- 対人関係、社会性の障がい
- パターン化した行動、興味・関心のかたより

知的な遅れを伴うこともあります

注意欠如多動障がい AD/HD

- 不注意
(集中できない)
- 多動・多弁
(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する
(考えるより先に動く)

学習障がい LD

- 「読む」「書く」「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※このほか、トゥレット症候群や吃音(症)なども含まれます。

第1章 要配慮者の方を受け入れるための事前の準備

I 要配慮者のために準備しよう

1 信者や近隣にどんな人がいるか知っておこう

信者や近隣住民の中で災害時に配慮を必要とする人がいるかどうか事前に確認しておきましょう。災害時に配慮を必要とする人の特性と、配慮してほしいことはさまざまです。一人ひとり異なる特性があるため、画一的な見方をせず、それぞれの声に耳を傾け、共に考え、支えることが大切です。



一人ひとり異なることを理解し行動することが必要

発達障がい児者

特 性

- 環境の変化に順応するのが難しく、パニック症状※（下記参照）をおこす場合がある
- 情報を理解し、自分の状況を伝えること、相互のコミュニケーションが難しい場合がある
- 列に並べないなど、集団生活になじめないことがある
- 「いつも通り」へのこだわりがある
- 外見から障がいわかりにくい

配慮してほしいこと

- 避難する際、一人では困難なため、家族や近隣の人の支援が必要な場合がある
- 家族の他に付き添いの人がいるとよい
- 家族など当事者をよく理解する人に関わり方を確認したうえで対応する
- 落ち着くための精神的配慮（声かけなど）
- 落ち着くために個室や間仕切りなどでスペースを確保する

※発達障がい者のパニック症状は、見た目にはわかりづらい場合が多く、一般にいうパニック症状とは異なります。パニック＝大暴れと想像しがちですが、個人差があり、次のような具体的症状があります。

- いつもできることができなくなる
- 機嫌が悪くなる（おそらく頭の中はいっぱいいっぱい）
- 理屈を並べたて相手を責めまくる
- 固まってしまう、身動きできない、思考も回らない
- いてもたってもいられない
- どう処理していいかわからなくなる
- 体に異常をきたす
- チックが出る
- ハラハラと涙を流す

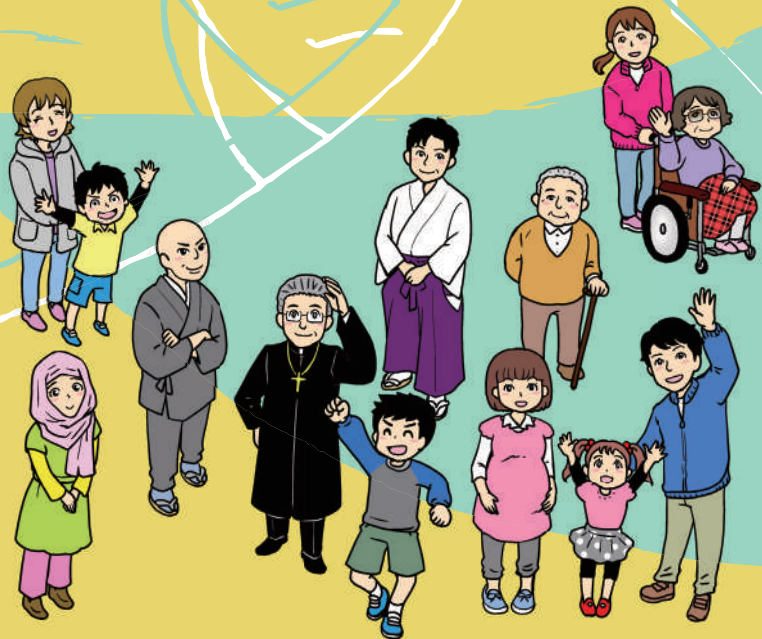
配慮が必要になる

重要

日頃から、発達障がい児者の家族とふれる中で、当事者との接し方（伝え方、本人が嫌がること、不安なことなど）について聞いておくとい良いでしょう。公表していない方も多くいらっしゃる中、日頃からのふれあいがとても大切です。



発達障がい児者をもつ家族とのふれあいも重要



発達障がいのほかに、以下のような配慮が必要な方がいます。

主な要配慮者

知的障がい者

特性

- 状況の理解、情報の判断や、自分の状況を伝えることが困難
- 環境の変化に戸惑いパニック症状を起こす場合がある

配慮してほしいこと

- 避難する際、一人では困難なため、家族や近隣の人々の支援が必要な場合がある
- 家族の他に付き添いの人がいるとよい
- 家族など当事者をよく理解する人に関わり方を確認したうえで対応する
- 落ち着くための精神的配慮（声かけなど）
- 落ち着くために個室や間仕切りなどでスペースを確保する

精神障がい者

- 環境の変化に順応しにくく、感情が高ぶり落ち着かない場合がある
- 状況に応じた行動ができないことがある

- 避難のときに障がいや本人のことを理解している支援者が必要な場合がある
- 落ち着くための精神的配慮（声かけなど）
- 継続的な服薬が必要な場合もあるので医療機関と連携する

第1章 要配慮者の方々の受け入れるための事前の準備

主な
要配慮者

高齢者

特 性

- 一人暮らしの場合、災害に関する情報が伝わらなかったり、行動機能の低下で避難行動に困難が生じたりする
- 寝たきりの高齢者は自力での行動が困難
- 認知症の高齢者は情報の判断、避難が困難



配慮してほしいこと

- 近隣住民との連絡を密にし、避難支援者を確保する
- 避難所でのバリアフリーの確保

視覚障がい者

- 視覚による災害の状況把握と情報理解が難しい

- 災害によって道路状況が変化した際には（陥没、障害物など）、避難をサポートする人が必要な場合がある
- 音声による情報提供
- 避難所でのバリアフリーの確保
- 盲導犬への配慮

聴覚障がい者
が言葉

- 聴覚による災害の状況把握と情報理解が難しい
- ことばを理解したり、表現をすることが難しい
- 失語症や吃音など音声で伝えることが難しい

- 視覚による情報伝達（FAX、電子メール、掲示版）
- 手話や筆談、絵などを使った意思疎通

妊産婦

- 素早い行動が難しい



- 避難のときにサポートが必要な場合がある
- 安静に休める場所、授乳スペースの確保

乳幼児

- 状況判断、避難行動ができない

- 避難のときにサポートが必要
- 遊べるスペースがあるとよい

外国人

- 日本語での情報理解、状況判断が難しい場合がある

- 多言語、簡単な日本語での情報伝達
- 異文化への配慮（宗教、生活習慣、食事、祈りの場など）

利車
用い
者す

- 避難行動に通常より多くの時間を要することがある



- 避難所でのバリアフリーの確保
- 避難所における、車いすで動ける動線やスペース、または居室の確保
- 車いすで使える仮設トイレやスロープの設置

2 近隣の方々とのコミュニケーションをとろう

普段から近所や地域の方とコミュニケーションをとることで、災害発生時に安心して宗教施設へ避難することが可能になります。また、災害が起こった際の対応を事前に近隣住民や信者と話し合っておくことで、避難者が来たときに慌てずに対応できるようになります。

東日本大震災では、ある宗教施設に住民が自主避難して集まってきたときに、施設責任者（宗教者）がいなかったため受け入れの可否をすぐに判断できず、結局、住民は他の場所へ移動し直さなければならなくなったという事例がありました。住民の安全を考える上でも、災害時に自主避難所として近隣住民を受け入れるかどうか、受け入れる場合にはどのような対応をとるかを事前に宗教施設内で話し合っておくことで、災害時に迅速な判断ができるようになります。



近隣の方々との日頃の交流

3 学習会に参加したり、開催してみよう

防災学習会への参加

行政や社会福祉協議会、町会などが主催する防災学習会が各市区町村で開催されています。地域の防災学習会に参加することで、個人の防災への意識を高め、自分の身を守る災害への備えができるようになります（自助）。また、近隣住民に参加して頂ける学習会を開催することで、互いに知り合い、災害が起こった際の相互支援や連携につながります（共助）。

発達障がいを理解するための学習会

発達障がいを理解するための学習会が、行政や社会福祉協議会、NPOなどで開催されています。避難所となる可能性のある宗教施設の避難所運営者や運営リーダーとなる人が事前に発達障がいを理解することで、どのような配慮が必要なのか知ることができます。また、それぞれの宗教施設で発達障がいに関する専門家、関係者を呼んで学習会を開催することも考えられます。

第1章 要配慮者の方々を受け入れるための 事前の準備

準備

備蓄品

4 こんなものを準備しておこう

食料・水などの備蓄品のほかに下記の物を用意しておくことで発達障がい児者やその他の要配慮者の受け入れに役立ちます。ちょっとした工夫で、少しでも快適な環境づくりができます。



① 間仕切り

布やカーテン、段ボール製パーティションや小型のテントがあると自分の空間を作ることができ、人目をさえぎり落ち着くことができます。また、授乳、着替え、おむつ交換のスペース、ポータブルトイレの間仕切りとしても活用できます。例えば、冷蔵庫などの家電や家具などを梱包した大きな段ボールは間仕切りになるので、とっておくと役に立ちます。

② 紙おむつ

普段と違うトイレを使用できないことがあります。また、紙おむつは湿布や熱を冷ますシートとしても活用できます。

③ ポータブルトイレ・簡易設置式洋式便座

持ち運び可能で部屋の中で用を足すことができるポータブルトイレがあれば車イスの方、移動困難な方にも役立ちます。また和式トイレを洋式にできる簡易設置式の洋式便座も備えておくと、置くだけですぐに使えるので便利です。

④ 音楽

CD、カセット、スマートフォンなど、音楽を流すものがあると心が落ち着きます。

⑤ 発電機

医療機器を使用されている方に対応できるため、準備しておくことをおすすめします。

⑥ 簡易スロープ

車いすやベビーカー利用者に役立ちます。

⑦ コミュニケーションボード (P30、31参照)

相手の要求や、こちらの指示を写真や絵などを使って伝えたほうが分かりやすい人もいます。「トイレ」や「食べる」など、自分の意志を指差すだけで伝えることができるボードです。

多言語のものは、下記ホームページをご覧ください。

豊田市HP <http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/fukushi/shougaisha/1013053.html>

広島市HP <http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1295502560089/index.html>

5 防災士資格を取得しよう

各施設に一人は知識を持つ人を!



防災士とは、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識・知識・技能をもっている特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した人たちです。職場や地域で防災活動の啓発をし、災害時にはそれぞれの現場に対応することができます。詳しくは、日本防災士機構のホームページ (<http://bousaisi.jp/>) をご覧ください。

防

災

士

の

声

講習で意識が高まります

大阪大学教授、
「宗教者災害支援連絡会」世話人

いなば けいしん
稲場圭信さん



防災士の資格を取得するための講習で様々な知識が身につく、意識が高まります。実際に防災士の資格を取得した人が、地域で防災ワークショップを企画したり、他地域の被災現場に駆けつけて支援活動をしたりしています。防災士は、災害時にまず自らと家族の命

を守り（自助）、そして、周りの人と連携しながら救援・支援活動をする（共助）頼もしい存在です。自らが資格を取得するとともに、自治会等の地域の予算で青年に防災士の資格費用補助をしてはいかがでしょうか。

皆さんの安全を確保!

WCRP日本委員会事務局

ありじ せいいちろう
有路誠市郎さん



出張先の宿泊施設で火災報知機の警報音が鳴った時、ホテルの従業員と協力して非常放送の手伝いことができました。今回はイタズラだったため、実際に火災が起こった

わけではありませんが、防災士資格を取得していたからこそ「皆さんの安全を確保しなければ!」という思いで、意識を持って対応ができました。

第1章 要配慮者の方々を受け入れるための事前の準備

◆ 自ら積極的に活動すること

アル・アマーナ代表

かわだ なおこ

河田尚子さん



防
災
士
の
声

これまで、少しは災害について勉強してきたつもりでしたが、様々な自然災害についての知識や、実際の防災対策、避難所開設のシミュレーションなどを学ぶことで、まだまだ知らないことだらけだったと自覚させられました。また、一番印象的だったのは、行政など他者

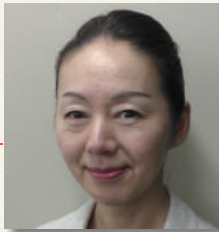
に頼らず、自分から積極的に活動すること、そのためにはまず自分や家族など身近な人々の安全や生命を確保できるよう、常日頃心がけておかないといけないということでした。災害への対処は、行政主体ではなく、あくまでも自分たちが主体だと強く認識した2日間でした。

◆ 現実的な対処方法が身についた

黒住教婦人会会長

くろずみ あきこ

黒住昭子さん



声

防災士の講習を受けたことにより、災害がいかに身近な問題であるかということの誠を改めて強く持つことができました。「地震が怖い」というより地震で起こる被害が怖い」という講師の先生の言葉が印象的で、日頃から備えることの大切

さを学びました。多岐にわたるカリキュラムで、今まで知らなかった多くの防災知識や現実的な対処法も知ることができ、ありがたかったです。特に地域のリーダー的存在の方は是非チャレンジしていただきたいと思います。

Ⅱ 要配慮者にうながそう

1 避難経路の確認

信者の方々に配慮が必要な方がいる場合、その方の日常生活にあわせて、自宅、学校、職場、通所施設などそれぞれの場所で被災した際の避難場所（どこに避難するか）、避難経路（誰とどのように避難するか）を普段から確認しておくように声を掛けましょう。

また、地震のときに慌てないよう、机の下に隠れる、頭を守るなどの動作を練習しておくよう促しましょう。



避難経路を確認する

2 自助のススメ

災害が発生した時、まずは自分の身を守るための準備をしておく
と安心です。配慮が必要な方には次のことをおすすめ下さい。



名簿の登録が義務付けられています

避難行動要支援者名簿への登録

東日本大震災では65歳以上の高齢者の死者数は全体の約6割に
上り、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍でした。これらを
踏まえて、災害対策基本法が改正（平成25年）され、避難行動要支
援者名簿の作成が市区町村に義務付けられました。行政が事前に、
障がい者、要介護高齢者等の配慮が必要な人について情報を把握
し、発災時に迅速な支援を行うためのものです。市区町村の避難行
動要支援者名簿に登録することで、避難のための情報が伝達され、
避難支援を受けることが可能になります。

配慮が必要な信者の方々へ、市区町村の避難行動要支援者名簿
へ登録しているかどうかを確認して下さい。

備蓄品

災害に備えた備蓄品、飲料水、生活必需品の準備は各家庭で「3
日分」が基準と言われています。これは、発災後3日間は疾病者（け
が人・病人）の救出や救助活動が優先されること、またライフライン
の復旧に3日かかることが予想されるからです。しかし、最近では南
海トラフ巨大地震や首都直下型地震などの大災害に備えて、各家庭
「7日分」の備蓄をすることが推奨されています。

また、発達障がい児者で配慮が必要な方は、本人が食べられる食
料品、本人が好きなもの、安心できるもの（例：ぬいぐるみや長時間
過ごせる道具／本・ゲーム）、薬など、本人にとっての必需品を非常
用持ち出し袋や備蓄品の中に準備しておくで安心です。

※裏表紙参照

本人が食べられる食品や
必要なものを備蓄する

東京都福祉保健局HP
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/shougai_shisaku/card.html

自分のことを伝えるための準備

障がいのある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周
りの人に障がいへの理解や支援を求めるための「ヘルプカード」や
当事者が作成する「災害手帳」などがあります。都道府県、市区町
村、諸団体などで作成されています。このようなカードを事前に準
備し、連絡先や必要な配慮（例：ゆっくり話してください）を記載し
ておくことで、災害時だけでなく日常生活の中でも困ったときに支
援をお願いすることができます。

第1章 要配慮者の方々を受け入れるための 事前の準備

災害時のシミュレーション

会場 宗教施設
参加者 信者と近隣住民



Ⅲ 防災ワークショップを開催しよう

緊急時に備え、日頃から災害時を想定したシミュレーション、防災訓練、防災対策がとても重要です。被災時は、信者であるなしにかかわらず、近隣住民が避難してくる可能性が大きいので、近隣住民と共に、防災ワークショップを開催することが大切になります。宗教施設を会場にすることで、信者ではない方との相互理解にもつながり、緊急時にも相互に助け合い、連携できるようになります。そして、事前に要配慮者の方々の特性を学んでおくことで、避難所運営の際の不安が軽減され、一般の皆さんと共に過ごせる防災対策が学べます。



1 周辺地域の防災システムについて確認する

ハザードマップなどで、危険な場所、近隣の避難所、福祉避難所の場所を確認する。例：災救マップ（P 28参照）を使って、実際に歩いてみる。消火器や、AEDの設置場所を確認する。

2 備蓄品を確認する

1 備蓄食料品の品評会をする

高齢者向けか、子ども向けか、味はどうか、調理方法は簡単か(水やお湯が必要かなど)を確認し、品評し合う。

2 炊き出しをする

被災を想定して、実際に炊き出しをやってみる。

3 非常時のトイレの使用法を確認する

簡易トイレ・ポータブルトイレ・簡易設置式洋式便座など、さまざまな商品が売られている。どう違うのか実際に使用して確認しておく。

消火器はどこにあるのか
AEDはどこにあるのか
確認しよう!!

4 参加者に備蓄品を配布する

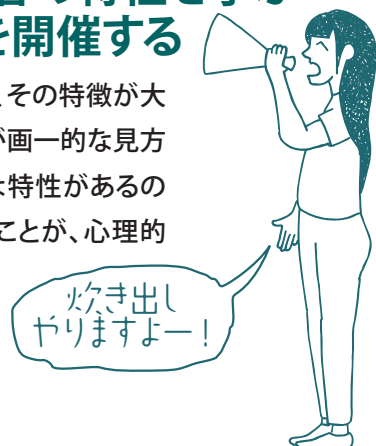
多くの人ワークショップに参加するための工夫

(例:参加者に備蓄品を配布するなど)

参加した人が備蓄品を実際に手にとって利用することが大切。

3 発達障がい児者の特性を学ぶ 講座・学習会を開催する

同じ障がいであっても、その特徴が大きく異なるため、運営側が画一的な見方をせず、一人ひとりどんな特性があるのか耳を傾け、共に考えることが、心理的支援のスタートになる。



4 体験コーナーを設ける

避難所で役に立つ段ボールの使い方(パーテーションなど)、車いす体験、視覚障がい者体験、聴覚障がい者体験、布での担架の作り方のコーナーを設置し、要配慮者側の理解を深める。

テーマ 1

workshop1

防災について 学ぼう

プログラム

1

内容

1.震災で被災された方々から学ぶ。

2.地域の防災について学ぶ。

郷土歴史家から過去の災害や、そのサイクルなど学ぶ。

3.地域の防災システムを知る。

行政の防災担当者から学ぶ。

4.実際に歩いてみる。

ハザードマップや災救マップ(P28参照)などを使って、実際に歩いてみよう。危険な場所、近隣の避難所、福祉避難所、消火器、AEDがどこにあるかなどを確認する。

5.炊き出しや備蓄品の品評会をする。日常的にある食料で炊き出しをしたり、備蓄品の品評会・展示会をしてみる。

6.手軽な備蓄品を配布する。

(例)非常用食品「えいようかん」(5本3セット1500円前後)を1本ずつ配布するなど。

【参考:災害図上訓練DIG】

自分の住む地域の防災対策を自分たちで検討する訓練をするもの。

Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字。地域におこるかもしれない災害を、より具体的なものとしてとらえることができ、ゲーム感覚で災害時の対応を考えることができる。

第1章 要配慮者の方々を受け入れるための 事前の準備

テーマ 2

workshop2

発達障がい児者を理解しよう

内容

1. 特性を学ぶ

- 地域の発達障がい者支援センターや、当事者、その家族の会などから講師を要請する

- DVDを観て理解を深める(以下参照)

2. 避難所での困難を聴く

- 当事者やその家族から話を聴く

3. 私たちができることを考える

- 発達障がい児者への理解を周りの人に呼びかける
- 当事者やその家族が困っていることを伺う
- お風呂の付き添いや、お散歩ボランティアなどをする
- 事前の要配慮者名簿への登録を当事者やその家族へ促す

【参考資料】

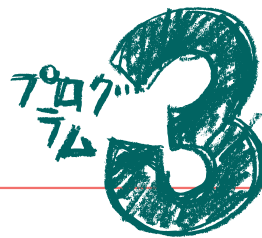
- 西脇俊二『アスペルガー症候群との上手なつきあい方入門』宝島社、2015年
- 西脇俊二『アスペルガー症候群の「そうだったんだ」が分かる本』宝島社、2016年
- 東田直樹『自閉症の僕が飛びはねる理由』角川文庫、2016年
- DVD『君が僕の息子に教えてくれたこと』NHKエンタープライズ、2015年
- 絵本『やっぱりうちがいいな』(当事者用絵本/熊本市HPからダウンロード可) など

【参考：障害平等研修】

障害者自身が進行役(ファシリテーター)となって進める障がい学習で講師要請が可能。

イラストやビデオ教材を用い、グループワークを活用したワークショップを行います。

問い合わせ先：障害平等研修フォーラム
<http://detforum.org/>



テーマ 3

workshop3

実際に避難所のレイアウトを作ってみよう

内容

ハグ

【避難所HUG】

いざ、避難所の運営をしなければならない立場になったとき、最初の段階で避難所に殺到する人々や、避難所で起こる様々な出来事にどう対応すればよいか。

HUGは静岡県が開発した防災ゲームで、避難所運営を皆で考えるための一つのアプローチとして開発されたもの。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所となる施設や体育館・教室などの平面図にどれだけ適切に配置し、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを疑似体験するゲーム。災害時要配慮者に留意して仮設トイレや居住スペースのレイアウトを意見を出し合いながら考える。

HUGは、H (hinanzyo避難所)、U (unei運営)、G (gameゲーム) の頭文字を取ったもので、英語で「抱きしめる」という意味。

静岡県のHPより購入可。

問い合わせ先：静岡県地震防災センター
<https://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/hinanjyo-hug/index.html>

テーマ 4

避難行動訓練

内容

イーバグ

避難行動訓練EVAG(Evacuation Activity Game)…防災教育教材

体験・参加型のシミュレーションをとおして災害時に情報を受け取った個人が、避難行動を疑似体験することで、「自助」、「共助」の必要性と重要性を深く考える教材。

気づく…ロールプレイ

- 災害時要配慮者、多様な家族、多様なコミュニティに気づく

知る…シミュレーション

- 避難のタイミング、想定外を想定、助け合いの必要性を知る

考える…グループワーク

- 課題抽出⇒原因分析⇒解決方法、自助への気づき、共助への動機付けこの体験をすることで、早期に避難行動を起こす心構え、自助の重要性、自助・共助を担う一員としての自覚、共助/近助の構築必要性の理解、具体的な行動の重要性認識、具体的な対応策が明確化される。国土防災技術(株)で購入可。問い合わせ先:国土防災技術(株)
<http://www.jce.co.jp>

workshop5

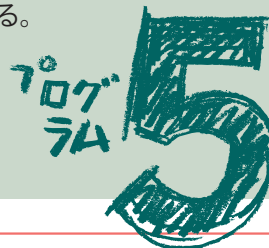
テーマ 5

家族みんなでサバイバルキャンプを体験しよう

内容

- 1.火を起こす
- 2.カセットコンロを使って炊き出しをする
- 3.テントを張る
- 4.寝袋で寝てみる
- 5.簡易トイレを作って使用してみる(P23参照)

防災ワークショップというと、参加者が偏ったり固定化される傾向になりがちであるが、サバイバルキャンプというと参加者の枠が広がり、楽しみながら防災訓練ができ災害時に必要なものが新たに発見できる。また日頃からキャンプの経験をしていると、被災時でも落ち着いて対応できる。



C O L U M N 1



まず、ペットボトルの水を箱買いして、1本使ったら、1本買い足すという方法。あとはこの繰り返しで、常に家には1箱分の水が備蓄された状態になります。備蓄食料品(保存食)も同じ手法で気軽に備蓄していきます。

ローリングストック法

災害時に実際に 困った話

障がい児を抱える家族への 聴き取り調査でわかったこと

1. 障がいのため、避難所での生活が
難しいことをわかっており行きたくとも行けなかった。
2. 避難所に行けないことで、食事などの支援物資を
頂くことができなかった。
3. 避難所に行けたとしても障がいのある子どもと一緒にでは
物資配布の列に並ぶことができず、とても困った。
それ以外にも困ったことが多くある。

自閉症の男子 (当時12歳) とその家族

避難所では周りのみなさんに迷惑をかけないようにと、とにかく気配りをしてばかりだった。母子家庭だったので、入浴のときに、息子と入浴してくれる人がおらず、我慢するしかなかった。自衛隊がお風呂を開設してくれたとき、「子どもと入浴をさせて頂けないか」とお願いしたが断られてしまった。

知的障がい・肢体不自由・ てんかんの男性(当時19歳) とその家族

震災から3日目で手持ちの薬がなくなってしまった。震災1カ月後から母親の髪を引っ張ったり、頭突きをするなど、攻撃的になってしまった。親戚の家、避難所、仮設住宅と移り住んだが、慣れた頃に次の環境へ移動するため、環境が変わるたびに暴力的な行動に出るのではと不安に感じた。仮設住宅の壁が薄く、奇声やパニックなど

の騒々しい音が近所迷惑になるのではと気遣いが大変で精神的に疲れてしまった。障がい者が周囲に気兼ねなくリフレッシュできる場所がほしかった。

自閉症の男性 (当時35歳) とその家族

電車で生活支援施設に通所していた。震災当日も、帰宅途中に、無人駅で1人待っていたところを職員が迎えに来てくれて、自宅まで送り届けてくれたため、間一髪津波を免れた。自宅にも津波が押し寄せ、母親がなんとか息子に声をかけて2階に駆け上がり難を逃れたが、父親は1階にいたため亡くなった。仮設住宅の狭い空間は、自閉症の子どもにとってはつらい。仮設住宅入居1週間目からご飯を食べなくなり、よだれを流すようになった。震災後、立っていると足踏みをするなど震災前には見られなかった行動が現れた。何をするにも母親がしなければならず、周囲の人に障がいということを理解

してもらい、手助けを求めることが難しかった。仮設住宅でパニックになったときに対処してくれる人がいてほしかった。



第

2

章

災害時に
私たちが

できること

災害が起きれば、
地域の皆さんは近くの避難所に避難します。
しかし、障がいのある方など、
災害時に配慮が必要な方々には、
利用がとても難しい場合があります。



ちょっとした
配慮
ちょっとした
工夫

I 誰もが安心して過ごせる 避難所の工夫

安心して過ごせる工夫



ここでは、少しの気遣いや創意工夫で要配慮者の方々にも使いやすい避難所となるような具体的な方法を紹介します。福祉避難所が近くにあるとは限りません。避難所が、家から近い方がよいのは皆同じです。ですから、ちょっとした配慮、工夫によって、共に利用できることが大切です。

1 レイアウトをもとに 環境を整える

具体的にどの部屋をどのように利用するか、入らないでもらいたい場所(宗教上重要な場所など)を事前に決め、明確に示しておくことでよりスムーズな避難スペースの確保ができます。

発達障がい者や その家族の居住スペースを 考える

パーティションや個室を利用する。壁側や静かな場所がよい。発達障がい者とその家族には、小さい個室(部屋)があれば、一家族に与え、大きめの個室であれば、パーティションや布などで間仕切りし、2~3家族に入ってもらおうという基準で作っておくとよい。

「福祉避難コーナー」(仮名) の設置

避難所に、個室または、間仕切りなどで囲って、要配慮者のニーズに対応できるコーナーを設置する。無理のない運営をするために、あらかじめ『福祉避難コーナー』として提供できるスペースを決めておくといよい。

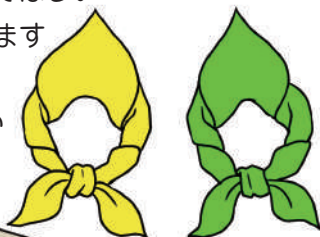


★大きな声を出したり、何をしてもよい場所を決める。肯定的なルールの方が守りやすく、何をしてもよい場所を決めることで、何かをしてはいけない場所を理解しやすくなる。使用していない時には、授乳室や更衣室、育児室としても利用できる。

「支援してほしい」「支援できます」のサインをつくとよい

例：黄色バンダナ→支援してほしい
緑バンダナ→支援できます

支援してほしい



支援できます

「広域避難」のススメ

物資も不足する被災地で避難生活をするよりも少し遠くに広域避難をした方がよい場合もあります。その時は行政や家族と相談しましょう。

各所に点字の案内

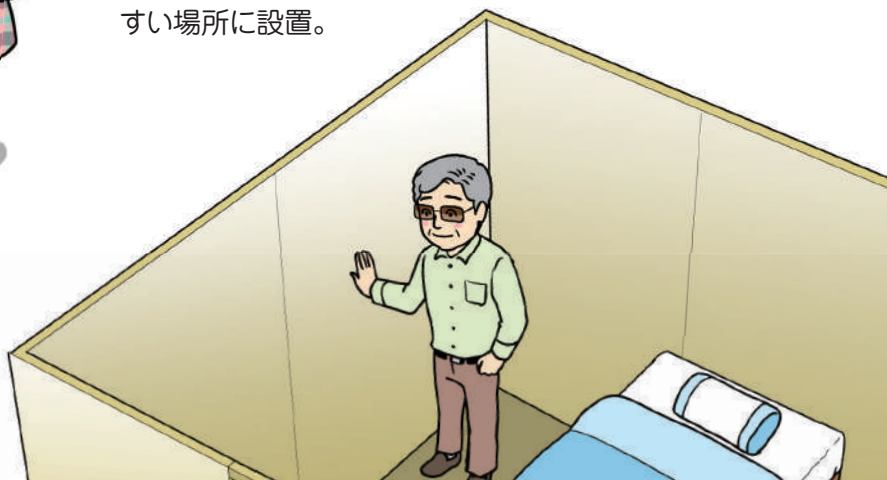


その他の配慮が必要な方々に対して

- 車いす利用者など歩行困難な方は、入り口付近の通路側にスペースを確保するとよい。
- 視覚障がい者の方は、壁側にスペースを確保するとよい。
- 聴覚障がい者の方のために、掲示板をわかりやすい場所に設置。

要配慮者相談窓口の設置

一人ひとり特性が違うので、何に困っているのかを聞いて、一緒に考えていくことが大切です。



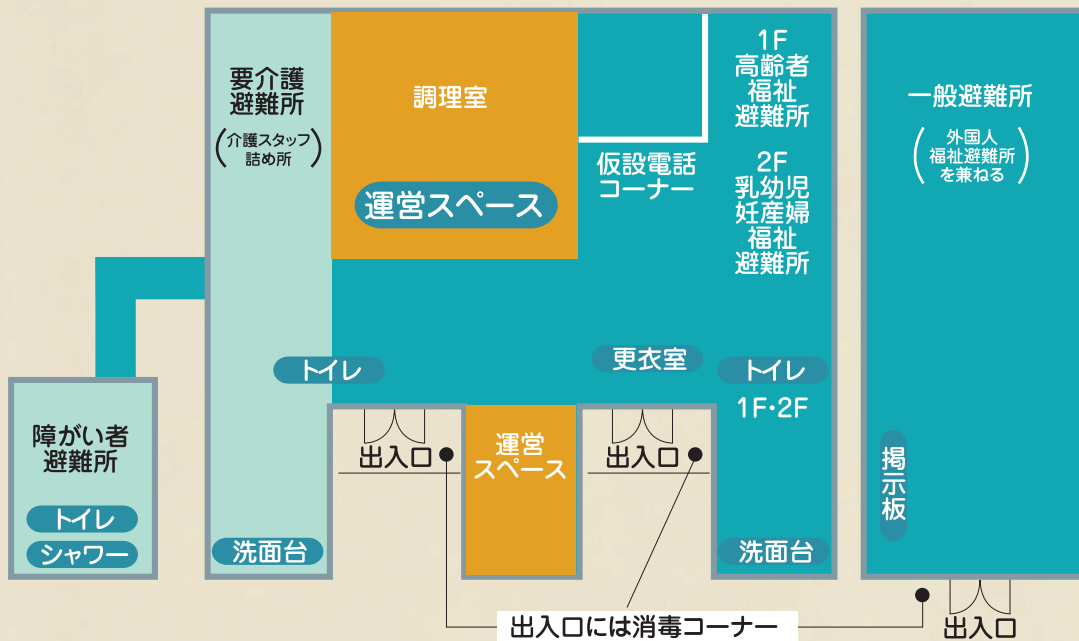
第2章 災害時に要配慮者の 方々に私たちが できること

避難所 レイアウト

施設の平面図をもとに、避難所になった時のレイアウトを考えておきましょう。
事前に土台を作っておけば、緊急時に、速やかに対応できます。

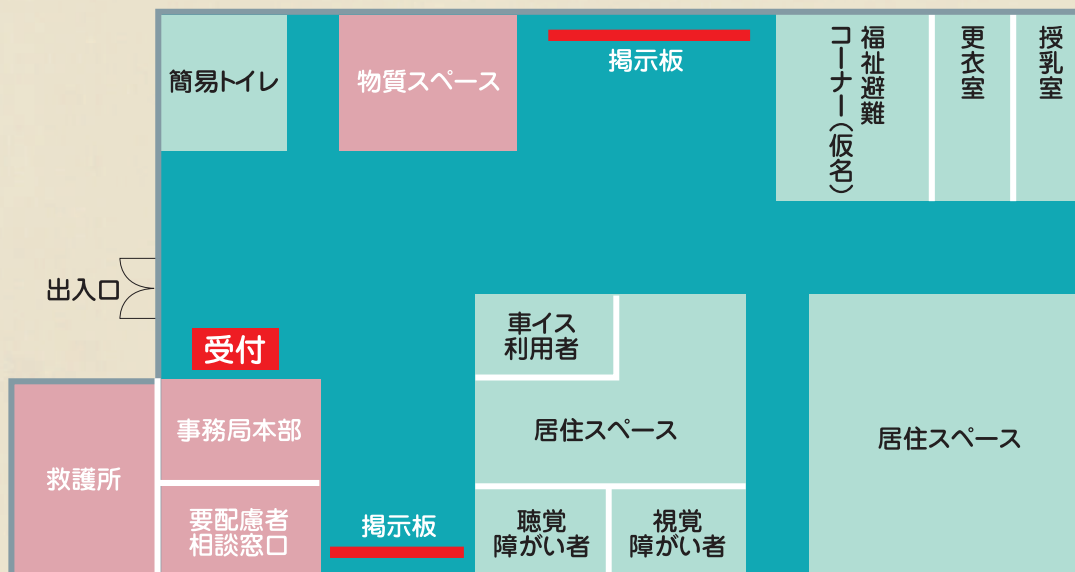
例 1

屋内(全体図) 小・中部屋等がある場合



例 2

屋内(全体図) 大広間など1部屋の場合



トイレ使用マニュアル



災害後、最初に必要となるのがトイレです。しかし無秩序にトイレを使用すると、すぐに使用できない状態になります。避難所ではまずトイレのチェックを行いましょう！

※それぞれ使用に関しては、掃除当番を決め定期的に見回りをするなど十分な衛生管理を行います。

トイレの使用状況を調べる

水は出て施設内の配水管が使用可能

水は出ないが施設の排水管が使用可能

トイレの使用が不可能



普通に使用

一時的にトイレの使用を禁止する
トイレ用水を確保する



使用ルールを張り紙に書いて、使用を再開

簡易トイレをつくる



1

仮設トイレを調達する



2

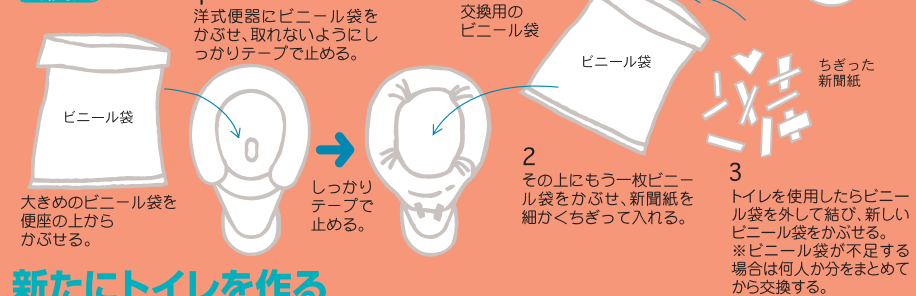
1

簡易トイレの作り方

既存のトイレを使う

小使用 は普通どおり使用して、紙は別に捨てる。

大使用 は



新たにトイレを作る

都市部では下水マンホールを利用、土地のある場所では穴を掘ってトイレを作ります。ダンボールやバケツを利用して簡易トイレにする方法もあります。作り方は既存のトイレ大使用を応用ください。

2

仮設トイレを調達

トイレが不足する場合は行政や支援団体に仮設トイレの設置を要望します。

仮設トイレ設置の注意点 ※トイレの数の目安は100人に1台以上です。

- 生活の場から遠すぎると高齢者などの移動が大変。
- 生活の場に近すぎると匂いの問題が発生。
- 夜間も照明などが設置できる場所。
- 清掃車が近づく場所。

2 災害時に要配慮者の 方々に私たちが 第 章 できること



トイレは洋式に

2 誰もが使いやすいトイレに(P23参照)

- 特性によるこだわりがあるため、洋式トイレしか使えない人もいます。ポータブルトイレや、多目的トイレがあると助かります。和式トイレしかない場合は、和式を洋式にできる簡易設置式洋式便座もあります。



食べられないことも理解する

3 飲食物の配慮

- 特定の食べ物しか食べられない人がいます。わがままではなく、障がいの身体的特性であることをご理解ください。障がいによってはお茶が飲めない、もしくは水が飲めないという場合もあります。
- 運営側が、そのことを避難所にいる他の人たちにアピールすることも支援の一部になります。

4 物資は個別に配給を

- 列に並ぶということが、なかなかできません。家族は目を離せないので、物資を取りに行けないこともあります。



物資を届ける配慮

5 入浴の配慮を

- 当事者と同性の付き添いが必要です。家族でも異性だと付き添えません。



入浴の手助けが必要

6 情報伝達の配慮を！すべての人に 情報が伝わるように

- 重要案内は、掲示板と音声案内を併用し、誰もがわかりやすい表示にしてください。ポスター、放送、点字、絵、記号、写真などを活用するとよいでしょう。簡単な日本語の表示が大切です。

7 要配慮者サポーターを呼びかける

- 避難所で、要配慮者のニーズに対応できる人材は必須です。理解してくれる人がいるというだけで、家族は安心して避難所にいることができます。避難所の中で、保健師、看護師、保育士、カウンセラーなど、一人でも多くの専門職の方々に協力をお願いしましょう。



専門職の方々

実際に障がい者を受け入れた 体験談

教会が 避難所に!

こいずみ もとい
小泉 基

日本福音ルーテル
健軍教会牧師



熊本地震発生の翌日から、健軍ルーテル教会は地域の方々のための避難所となりました。最大で50名ほどの方々が最長1ヶ月半にわたって礼拝堂の中で避難生活をなさいました。大規模災害では、まず地域の学校や公共施設等が公的避難所となりますが、教会などの宗教施設が、信徒だけではなく地域の方々を受け入れて、私的避難所を運営することになる可能性は充分考えられますし、宗教施設ならではの果たすべき役割もあるでしょう。

宗教施設が避難所となることのメリットを、いくつかあげることが出来ます。まず、避難者さん方が、大規模避難所では得られないきめ細かなケアを受けることが出来ることです。健軍教会避難所では1日3食、みんなで食卓を囲んで食事を続けました。中には視覚障がい者4名、車イスの方1名がおられましたし、人間関係の苦手な方、強い不安を訴えられる方もおられました。みんなが食卓を囲んで一緒に食事をすることで、それぞれの不安をわかちあったり、励ましあったり、これからのことを相談しあったりして、お互いに助けあう共助の共同体が創り出されました。また宗教施設では、牧師や僧侶が避難者さん方の心の不安に寄り添うことも出来ます。そうした共助は、健軍教会避難所でも、避難者さん方が早期自立へむかうための大きな力となりました。

健軍教会避難所は、さまざまなネットワークを通して、公的避難所などで対応が難しい避難者さん方を可能な範囲で受け入れました。行政から指定されたいわゆる福祉避難所ではありませんでしたが、結果としてそのような役割を果たしたと思います。ともに生活なさった方々の中には、身体

障がい者、外国人、母子家庭、生活保護家庭、知的障がい者、性的少数者、妊婦、幼児、高齢者、病氣療養中の方々がおられました。宗教団体には支援してくれる教団本部やボランティアさんがおられますから、そうした「災害弱者」と呼ばれる方々にも、比較的手厚いケアをする体勢をつくりやすいのです。

その一方で、気をつけておかなければならぬこともあります。ひとつは、私的避難所には情報が届かないということです。罹災証明や仮設住宅の申込など、気をつけておかなければ避難者さんたちを公的情報から隔離してしまうこととなります。地域の公的避難所などと充分に連携をとる必要があります。また、宗教施設だからといって、弱い立場にある避難者さんたちに、安易に宗教行為を強要しないような配慮も必要になるでしょう。しかし、そうしたリスクを考慮しつつも、地域の中に安全な建物を確保できるなら、そこに宗教団体が担うべき役割も、必ずあるはずだと思います。



お散歩ボランティアでリフレッシュ

Ⅱ 心のケア

1 家族へのケア

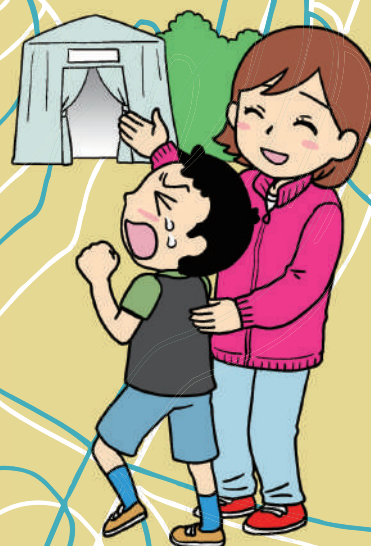
当事者は、災害によって、大きなストレスを抱えることが多く、そのため、家族にあたったり、暴れたりすることがあるようです。そして、当事者家族は、誰にも相談できないこともあり、避難所だけでなく、自宅避難する障がい者家族の心のケアも必要です。

(1) 傾聴ボランティア

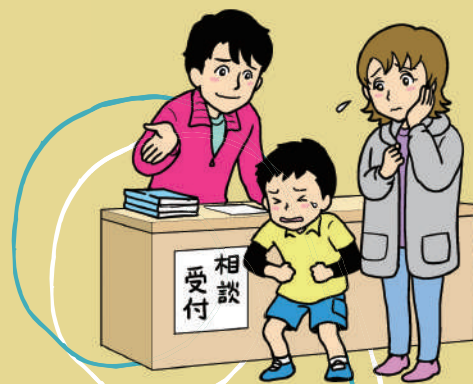
家族の話を聴かせてもらいましょう。カウンセラーや臨床心理士、精神保健福祉士、精神科医の方々にも協力を呼びかけましょう。

(2) 障がい児者の預かりボランティア、お散歩ボランティア

当事者にとっても家族にとっても、リフレッシュのために散歩や遊びに連れ出してくれるボランティアがいると助かります。普段から接している人、接したことのある人が望ましいでしょう。そのためにも、普段から理解を深めていくことが大切です。



パニックを起こしたら
落ち着ける場所へ



障がい児者と過ごしている
家族のケアも見逃さない

2 発達障がい児者へのケア

- (1) サポートする時は支援の必要の有無を、まず家族に、または当事者に確認してから支援を行いましょう。
- (2) できるだけ安心をしてもらうために、地震のことをわかりやすく伝える絵本を事前配布することをおすすめします。
例：絵本『やっぱりおうちがいいな』の提供
地震によるトラウマで家が怖くて帰れなくなった子どもたちのために、熊本市が震災後に作った絵本です。
☆熊本市のHPから無料ダウンロード可能。英語版、中国語版もあります。
<http://www.kumamoto.jp/hpkiji/pub/detail.aspx?cid=5&id=12678>
- (3) 当事者が伝えたいことをゆっくり聞き、当事者の意思を尊重しながら接しましょう。こちらが落ち着いて話すこと、安心できるような話し方を心がけましょう。
- (4) コミュニケーションボードを活用しましょう（P 30、31参照）。指示をする時は、「～するな」よりも「～しよう」が効果的。
文章をタップすると音声で読み上げてくれ、言葉が不自由な方にも活用できる『指電話アプリ』もあります。（例：無料アプリ『指伝話ちょっと』）
- (5) パニックを起こしている人がいたら、個室や静養室（例：福祉避難コーナー）などを活用して落ち着けるように支援しましょう。
- (6) 自分の居場所がわからず困っている方には、いすや座布団を使って居場所を明確に伝えましょう。
- (7) 必要時には、入浴付き添いボランティアをしましょう。

Ⅲ 情報提供

近隣の福祉避難所、病院、社会福祉協議会、各避難所、発達障害者支援センターや、全国自閉症協会、住んでいる都道府県外の電話相談などの連絡先を紹介できるように把握しておきましょう。(P32～P35参照)

また、都道府県によっては、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員(ケアマネージャー)、保育士、精神保健福祉士、理学療法士などを登録し、「災害派遣福祉チーム」として派遣するための準備をしているところもあります。

普段から行政と連携をとっておき、災害時にどこに連絡したらよいか調べておきましょう。



災害派遣福祉チーム

C O L U M N 4

<http://www.respect-relief.net/>
日本最大級の防災マップアプリ

**未来共生災害救援マップ
(略称:災救マップ)
とは**

【参考資料】
宗教者災害支援連絡会
『災害支援ハンドブック:宗教者の実践とその協働』
春秋社、2016年

衛星利用測位システム(GPS)を使い、現在地に近い避難所の位置を検索できます。コメント欄に被災状況や不足する物資を投稿したり、津波の到達予測時間を入力して徒歩で逃げられる範囲を調べたりする機能もあります。投稿すると、SNSでシェアすることもできるようになっています。

最大の特徴は、寺・神社・教会等の宗教施設も避難所としてみなしている点で、全国の避難所、学校や公民館などの公共施設を合わせ、全国約30万件のデータを集積しています。平常時は地図として、近隣の避難所や宗教施設の場所を確認することにも利用可能。アプリは「未来共生災害救援マップ」で、無料配信しています。

このアプリを活用する人が増えれば増えるほど災害救援の輪が広がります。

第

3

章



すぐに使える

実践資料

- 災害コミュニケーションボード
- 発達障害者支援センター一覧
- 災害時連絡先一覧
- 配慮が必要な方の名簿記入
- 準備しておくもののリスト

いざという
ときのために
今すぐ確認することを
おすすめします

災害コミュニケーションボード



たべる

Eat

吃

먹다

أكل



のむ

Drink

喝

마시다

شرب



ねる

Sleep

睡

자다

نوم



まつ

Wait

等

기다리다

انتظر



はい

Yes

是

예

نعم



いいえ

No

不是

아니요

لا



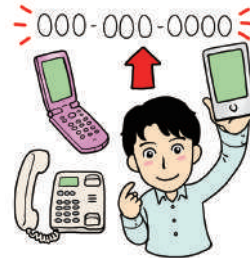
わかりません

I don't know.

不明白

모르겠습니다

لا أعرف



でんわばんごう

Telephone number

电话号码・電話號碼

전화번호

رقم هاتفك



いどう

Move

移动

이동하다

تحرك



てあて

Care

治疗

치료

العلاج



なまえ

Name

名字

이름

اسمك



じゅうしょ

Address

地址

주소

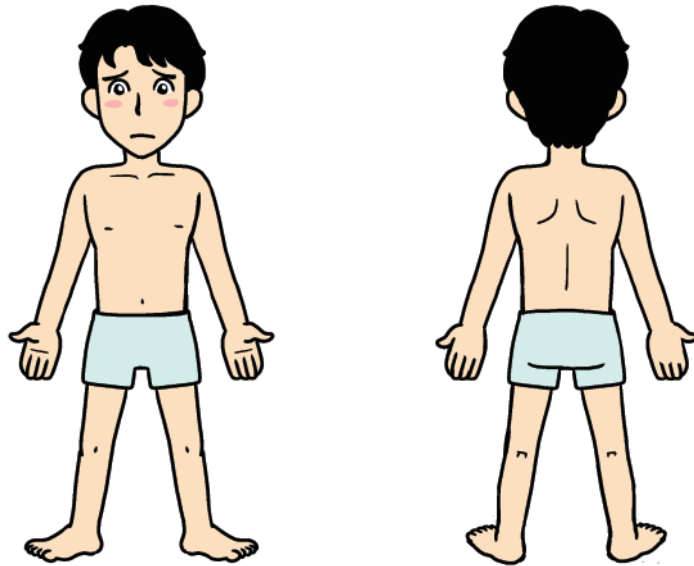
عنوانك

写真や絵、文字を使い
自分の意志を伝えることのできる
ボードです



パスポート

Passport
护照・護照
여권
جواز السفر



いたいところはどこ？

Where does it hurt?
什么地方疼？・什麼地方疼？
아픈 곳은?
أين موضع الألم؟



トイレ

Restroom
洗手间
화장실
الحمام



お風呂

Bath room
浴室
목욕
حمام



しんさつけん



おくすりてちょう



けんこうノート



しんたいしょうがいしゃ
てちょう



あいのでちょう



せいしんしょうがいしゃ
ほけんふくしてちょう

発達障害者支援センター 一覧

都道府県	名称	郵便番号	住所 電話番号
北海道	北海道発達障害者支援センター [あおいそら]	〒041-0802	北海道函館市石川町90-7 2F 0138-46-0851
	北海道発達障害者支援道東地域センター [きら星]	〒080-2475	北海道帯広市西25条南4-9 0155-38-8751
	北海道発達障害者支援道北地域センター [きたのまち]	〒078-8391	北海道旭川市宮前1条3丁目3-7 「おびった内」 0166-38-1001
	札幌市自閉症・発達障がい支援センター [おがる]	〒007-0032	北海道札幌市東区東雁来12条4-1-5 011-790-1616
青森県	青森県発達障害者支援センター [ステップ]	〒030-0822	青森県青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3F 017-777-8201
	青森県発達障害者支援センター [わかば] (津軽地域)	〒037-0036	青森県五所川原市中央4丁目99 0173-26-5254
	青森県発達障害者支援センター [Doors] (ドアーズ) (県南地域)	〒031-0001	青森県八戸市類家1-1-16 0178-51-6181
岩手県	岩手県発達障がい者支援センター [ウィズ]	〒028-3602	岩手県紫波郡矢巾町大字藤澤第2地割29番地1 岩手県立療育センター相談支援部内 019-601-3203
宮城県	宮城県発達障害者支援センター [えくぼ]	〒981-3213	宮城県仙台市泉区南中山5-2-1 022-376-5306
	仙台市北部発達相談支援センター [北部アーチル]	〒981-3133	宮城県仙台市泉区泉中央2-24-1 022-375-0110
	仙台市南部発達相談支援センター [南部アーチル]	〒982-0012	宮城県仙台市太白区長町南3-1-30 022-247-3801
秋田県	秋田県発達障害者支援センター [ふきのとう秋田]	〒010-1407	秋田県秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-128 秋田県立医療療育センター内 018-826-8030
山形県	山形県発達障がい者支援センター	〒999-3145	山形県上山市河崎3-7-1 山形県立こども医療療育センター内 023-673-3314
福島県	福島県発達障がい者支援センター	〒963-8041	福島県郡山市富田町字上ノ台4-1 福島県総合療育センター南棟2階 024-951-0352
茨城県	茨城県発達障害者支援センター	〒311-3157	茨城県東茨城郡茨城町小幡北山2766-37 社会福祉法人 梅の里内 029-219-1222
栃木県	栃木県発達障害者支援センター [ふおーゆう]	〒320-8503	栃木県宇都宮市駒生町3337-1 とちぎリハビリテーションセンター内 028-623-6111
群馬県	群馬県発達障害者支援センター	〒371-0843	群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター7階 027-254-5380
埼玉県	埼玉県発達障害者支援センター [まほろば]	〒350-0813	埼玉県川越市平塚新田東河原201-2 049-239-3553
	埼玉県発達障害総合支援センター	〒330-0081	埼玉県さいたま市中央区新都心1-2 048-601-5551
	さいたま市発達障害者支援センター	〒338-0013	埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-5-7 さいたま市障害者総合支援センター内1階 048-859-7422
千葉県	千葉県発達障害者支援センター [CAS(きゃす)]	〒260-0856	千葉県千葉市中央区亥鼻2-9-3 043-227-8557
	千葉県発達障害者支援センター [CAS(きゃす) 東葛飾]	〒270-1151	千葉県我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ4階 04-7165-2515
	千葉市発達障害者支援センター	〒261-0003	千葉県千葉市美浜区高浜4-8-3 千葉市療育センター内 043-303-6088

●都道府県	●名称	●郵便番号	●住所 ●電話番号
東京都	東京都発達障害者支援センター [TOSCA(トスカ)]	〒156-0055	東京都世田谷区船橋1-30-9 03-3426-2318
神奈川県	神奈川県発達障害支援センター [かながわA(エース)]	〒259-0157	神奈川県足柄上郡中井町境218 中井やまゆり園内 0465-81-3717
	横浜市発達障害者支援センター	〒231-0047	神奈川県横浜市中区羽衣町2-4-4 エパース第8関内ビル5階 045-334-8611
	横浜市学齢後期発達相談室 [くらす]	〒233-0002	神奈川県横浜市港南区上大岡西2-8-18 ジャパンビル3階 045-349-4531
	川崎市発達相談支援センター	〒210-0006	神奈川県川崎市川崎区砂子1-7-5 タカシゲビル3F 044-246-0939
	相模原市発達障害支援センター	〒252-0226	神奈川県相模原市中央区陽光台3-19-2 相模原市立療育センター陽光園内 042-756-8411
山梨県	山梨県立こころの発達 総合支援センター	〒400-0005	山梨県甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ4階 055-254-8631
長野県	長野県発達障がい者支援センター	〒380-0928	長野県長野市若里7-1-7長野県社会福祉総合 センター2階 長野県精神保健福祉センター内 026-227-1810
岐阜県	岐阜県発達障害者支援センター [のぞみ]	〒502-0854	岐阜県岐阜市鷺山向井2563-18 岐阜県障がい者総合相談センター2階 058-233-5106
静岡県	静岡県発達障害者支援センター [あいら]	〒422-8031	静岡県静岡市駿河区有明町2-20 静岡総合庁舎別館3階 054-286-9038
	静岡市発達障害者支援センター [きらり]	〒422-8006	静岡県静岡市駿河区曲金5-3-30 静岡医療福祉センター4F 054-285-1124
	浜松市発達相談支援センター [ルピロ]	〒430-0933	静岡県浜松市中区鍛冶町100-1 ザサティ浜松 中央館5階 053-459-2721
愛知県	あいち発達障害者支援センター	〒480-0392	愛知県春日井市神屋町713-8 愛知県心身障害者コロニー運用部療育支援課 0568-88-0811 (内2222)
	名古屋市発達障害者支援センター [りんくす名古屋]	〒466-0858	愛知県名古屋市昭和区折戸町4-16 児童福祉センター内 052-757-6140
三重県	三重県自閉症・発達障害支援センター [あさけ]	〒510-1326	三重県三重郡菟野町杉谷1573 059-394-3412
	三重県自閉症・発達障害支援センター [れんげ]	〒519-2703	三重県度会郡大紀町滝原1195-1 0598-86-3911
新潟県	新潟県発達障がい者支援センター [RISE(ライズ)]	〒951-8121	新潟県新潟市中央区水道町1-5932 新潟県はまぐみ小児療育センター2F 025-266-7033
	新潟市発達障がい支援センター [JOIN(ジョイン)]	〒951-8121	新潟県新潟市中央区水道町1-5932-621 025-234-5340
石川県	石川県発達障害支援センター	〒920-8201	石川県金沢市鞍月東2-6 石川県こころの健康センター内 076-238-5557
	発達障害者支援センター [パース]	〒920-3123	石川県金沢市福久東1-56 076-257-5551
福井県	福井県発達障害児者支援センター [スクラム福井] 嶺南(敦賀)	〒914-0144	福井県敦賀市桜ヶ丘町8-6 野坂の郷内 0770-21-2346
	福井県発達障害児者支援センター [スクラム福井] 福井	〒910-0026	福井県福井市光陽2-3-36 福井県総合福祉相談所内 0776-22-0370
	福井県発達障害児者支援センター [スクラム福井] 奥越(大野)	〒912-0061	福井県大野市篠座79-53 希望園内 0779-66-1133

発達障害者支援センター 一覧

●都道府県	●名称	●郵便番号	●住所 ●電話番号
富山県	富山県発達障害者支援センター [ほっふ]	〒931-8517	富山県富山市下飯野36 076-438-8415
滋賀県	滋賀県発達障害者支援センター [北部センター]	〒521-0016	滋賀県米原市下多良2-47 074-928-7055
	滋賀県発達障害者支援センター [南部センター]	〒525-0072	滋賀県草津市笠山八丁目5-130 077-561-2522
京都府	京都府発達障害者支援センター [はばたき]	〒612-8416	京都府京都市伏見区竹田流池町120 京都府精神保健福祉総合センター内 075-644-6565
	京都市発達障害者支援センター [かがやき]	〒602-8144	京都府京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1 075-841-0375
大阪府	大阪府発達障がい者支援センター [アクトおおさか]	〒540-0026	大阪府大阪市中央区内本町1-2-13 谷四ばららいビル10階A 06-6966-1313
	大阪市発達障がい者支援センター [エルムおおさか]	〒547-0026	大阪府大阪市平野区喜連西6-2-55 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター2F 06-6797-6931
	堺市発達障害者支援センター [アプリコット堺]	〒590-0808	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町4丁3-1 堺市立健康福祉プラザ3階 072-275-8506
兵庫県	ひょうご発達障害者支援センター [クローバー]	〒671-0122	兵庫県高砂市北浜町北脇519 079-254-3601
	ひょうご発達障害者支援センター [クローバー] (加西ランチ)	〒675-2321	兵庫県加西市北条町東高室959-1 地域生活支援事務所 はんど内 0790-43-3860
	ひょうご発達障害者支援センター [クローバー] (芦屋ランチ)	〒659-0015	兵庫県芦屋市楠町16-5 0797-22-5025
	ひょうご発達障害者支援センター [クローバー] (豊岡ランチ)	〒668-0065	兵庫県豊岡市戸牧1029-11 北但広域療育センター 風内 0796-37-8006
	ひょうご発達障害者支援センター [クローバー] (宝塚ランチ)	〒665-0035	兵庫県宝塚市逆瀬川11-2-1 アピア1 4階 0797-71-4300
	ひょうご発達障害者支援センター [クローバー] (上郡ランチ)	〒678-1262	兵庫県赤穂郡上郡町岩木甲701-42 地域障害者多目的作業所 フレンズ内 0791-56-6380
	神戸市保健福祉局発達障害者 支援センター	〒650-0016	兵庫県神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター3階 078-382-2760
奈良県	奈良県発達障害支援センター [でいあー]	〒630-8424	奈良県奈良市古市町1-2 奈良仔鹿園内 0742-62-7746
和歌山県	和歌山県発達障害者支援センター [ボラリス]	〒641-0044	和歌山県和歌山市今福3-5-41 愛徳医療福祉センター内 073-413-3200
鳥取県	[エール] 鳥取県発達障がい者支援センター	〒682-0854	鳥取県倉吉市みどり町3564-1 鳥取県立皆成学園内 0858-22-7208
島根県	島根県東部発達障害者支援センター [ウィッシュ]	〒699-0822	島根県出雲市神西沖町2534-2 050-3387-8699
	島根県西部発達障害者支援センター [ウィンド]	〒697-0005	島根県浜田市上府町イ2589 こくぶ学園内 0855-28-0208
岡山県	おかやま発達障害者支援センター (本所)	〒703-8555	岡山県岡山市北区祇園866 086-275-9277
	おかやま発達障害者支援センター (県北支所)	〒708-8510	岡山県津山市田町31 津山教育事務所内 0868-22-1717
	岡山市発達障害者支援センター	〒700-0905	岡山県岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター1階 086-236-0051
山口県	山口県発達障害者支援センター [まっふ]	〒753-0302	山口県山口市仁保中郷50 083-929-5012

●都道府県	●名称	●郵便番号	●住所 ●電話番号
広島県	広島県発達障害者支援センター	〒739-0001	広島県東広島市西条町西条414-31 サポートオフィスQUEST2階 082-490-3455
	広島市発達障害者支援センター	〒732-0052	広島県広島市東区光町2-15-55 広島市児童総合相談センター内 082-568-7328
徳島県	徳島県発達障がい者総合支援センター [ハナミズキ]	〒773-0015	徳島県小松島市中田町新開2-2 0885-34-9001
	徳島県発達障がい者総合支援センター [アイリス]	〒771-2106	徳島県美馬市美馬町字大宮西100-4 0883-63-5211
香川県	香川県発達障害者支援センター [アルプスカガわ]	〒761-8057	香川県高松市田村町1114 かがわ総合リハビリテーションセンター内 087-866-6001
愛媛県	愛媛県発達障害者支援センター [あい・ゆう]	〒791-0212	愛媛県東温市田窪2135 愛媛県立子ども療育センター1階 089-955-5532
高知県	高知県地域福祉部療育福祉センター 発達支援部	〒780-8081	高知県高知市若草町10-5 088-844-1247
福岡県	福岡県発達障害者支援センター [ゆう・もあ]	〒825-0004	福岡県田川市夏吉4205-7 0947-46-9505
	福岡県発達障害者支援センター [あおぞら]	〒834-0122	福岡県八女郡広川町一一条1361-2 0942-52-3455
	北九州市発達障害者支援センター [つばさ]	〒802-0803	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10-2 北九州市立総合療育センター内 093-922-5523
	福岡市発達障がい者支援センター [ゆうゆうセンター]	〒810-0065	福岡県福岡市中央区地行浜2-1-6 福岡市発達教育センター内 092-845-0040
佐賀県	佐賀県東部発達障害者支援センター [結]	〒841-0073	佐賀県鳥栖市江島町字西谷3300-1 0942-81-5728
	佐賀県西部発達障害者支援センター [蒼空]～SORA～	〒846-0002	佐賀県多久市北多久町大字小侍40番地2 多久市児童センター「あじさい」内 0952-37-1251
長崎県	長崎県発達障害者支援センター [しおさい(潮彩)]	〒854-0071	長崎県諫早市永昌東町24-3 長崎県こども医療福祉センター内2階 0957-22-1802
熊本県	熊本県北部発達障がい者支援センター [わっふる]	〒869-1235	熊本県菊池郡大津町室213-6 さくらビル2階 096-293-8189
	熊本県南部発達障がい者支援センター [わるつ]	〒866-0811	熊本県八代市西片町1660 熊本県八代総合庁舎2階 0965-62-8839
	熊本市発達障がい者支援センター [みなわ]	〒862-0971	熊本県熊本市中央区大江5-1-1 ウェルパルクまもと2階 096-366-1919
大分県	大分県発達障がい者支援センター [ECOAL(イコール)]	〒870-0047	大分県大分市中島西1-4-14 市民の権利ビル202 097-513-1880
宮崎県	宮崎県中央発達障害者支援センター	〒889-1601	宮崎県宮崎市清武町木原4257-7 ひまわり学園内 0985-85-7660
	宮崎県延岡発達障害者支援センター	〒889-0514	宮崎県延岡市櫛津町3427-4 ひかり学園内 0982-23-8560
	宮崎県都城発達障害者支援センター	〒885-0094	宮崎県都城市都原町7171 高千穂学園内 0986-22-2633
鹿児島県	鹿児島県発達障害者支援センター	〒891-0175	鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘6-12 鹿児島県こども総合療育センター内 099-264-3720
沖縄県	沖縄県発達障害者支援センター [がじゅま〜る]	〒904-2173	沖縄県沖縄市比屋根5-2-17 沖縄中部療育医療センター内 098-982-2113

災害時連絡先一覧

名称	担当者	電話番号	備考
全日本自閉症支援者協会本部	●	● 072-662-8133	●
市区町村自治体の福祉課	●	●	●
市区町村の社会福祉協議会	●	●	●
市区町村の救急病院	●	●	●
市区町村ボランティアセンター	●	●	●
近隣の発達障害者支援センター	●	●	●
近隣の指定避難所	●	●	●
近隣の福祉事務所	●	●	●
	●	●	●
	●	●	●
	●	●	●
	●	●	●
	●	●	●
	●	●	●
	●	●	●
	●	●	●

配慮が必要な方の名簿

氏名（よみがな）	年齢	家族が付き添い者の連絡先	常用薬・持病・アレルギー	お気に入りのおもの	こだわり・苦手なこと・注意すること
番号	歳 男/女				
	歳 男/女				
	歳 男/女				
	歳 男/女				
	歳 男/女				
	歳 男/女				
	歳 男/女				
	歳 男/女				
	歳 男/女				
	歳 男/女				
	歳 男/女				

●このマスターをコピーして利用してください。

■準備しておくものリスト

要配慮者を受け入れるときに便利なもの

- ☐ パーテーションになる布、ダンボール
- ☐ 紙おむつ
- ☐ 音楽 (CD、カセットなど)
- ☐ トイレ備品 (ポータブルトイレ、簡易設置式洋式便座、紙など)
- ☐ 発電機
- ☐ カセットコンロ・ガス
- ☐ ラップ (食器に敷く、体に巻いて寒さ対策、傷の止血、靴に巻いて長靴代わり) など
- ☐ ウェットティッシュ (手足・体・顔などをふく)
- ☐ 毛布
- ☐ 簡易スロープ

発達障がい者が準備しておくといよいもの

- ☐ 薬 (お薬手帳、処方箋のコピー)
- ☐ 食料品・飲みもの
- ☐ コンパクトで軽量のテント (個室にできる)
- ☐ 地域のハザードマップ
- ☐ 長時間過ごすための遊び道具 (お気に入りの物など)
- ☐ ヘルプカード
- ☐ 心を落ち着かせるもの (お気に入りのぬいぐるみなど)
- ☐ 音を遮断するもの (イヤーマフ・耳栓・ヘッドフォンなど)

以下皆さまの必要な物品をお書きください

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐
- ☐